

## 人材サービス雇用管理研究会開催要項

### 1 名 称

本会の名称は、「人材サービス雇用管理研究会」（以下。「研究会」という。）とします。

### 2 目 的

雇用環境の変化及び雇用労働に対する意識の多様化等を背景にして、労働者派遣、請負その他の人材サービスは、労働市場の需給調整に重要な機能を果たしており、人材サービスが企業の人材確保の支援を通じて、経済活動の活性化と経済発展にたいへん寄与していることは言うまでもありません。ところが、最近、人材サービスのあり方を労働者保護の面から見直すべきであるとの論調が強まっており、また、法令・制度が人材サービスの急速な進展に適合し得ていないことと相俟って、人材サービスでは、労働者の安全衛生、教育訓練等に対する配慮が欠けている、事業経営者の一部にコンプライアンスが不足している等の指摘がなされております。

こうした状況を踏まえて、今般、雇用管理センターでは、人材サービスを行う事業主のうち、改革の意欲と実行力を有しておられる方々及び目的に賛同して頂ける有識者の方々らにご参集を願って、「人材サービス雇用管理研究会」を開催することと致しました。

なぜなら、雇用管理センターは、我が国唯一の雇用管理を専門に取り扱うNPO法人として、その時々々の社会経済において、最も重要な雇用に関するテーマを取り上げて、その“懇切・公正・迅速”な解決を図って、社会全体の利益の増進に寄与することを目的として参りました。そして今、我が国で最も重要な雇用管理上の課題は、派遣労働者の雇用管理の改善を図ることにあります。

したがって、当研究会では、参集者の方々に、わが国社会の少子高齢化、グローバル化の進展等も考慮しながら、人材サービスの需給調整機能の適切なあり方、法制度の動向、業界が抱える問題、企業の個別課題等について、率直な意見交換を通じて情報収集及び相互交流を図って頂きます。特に、人材サービスに就いている労働者の保護と雇用安定を図るという観点から、各々の職業適性及びニーズに適合した就業機会の提供、職業能力の向上についての妥当な支援、労働安全・衛生の徹底等、雇用管理の改善について議論をし、当面する課題の効果的で効率的な解決方法等について検討をし、議論を深めて頂くこととしており、必要に応じて議論を取りまとめ、発表して参ります。

そして、研究会の成果が速やかに企業経営に生かされて、人材サービスを行う各企業が公共性の高い事業として、その社会的責任を果たして国民の期待に一層応え、社会的存在意義を高めるとともに、業界の健全育成に資することを目的としております。

### 3 参集者

研究会の参集者は、次の①～③に該当する事業主の方です。なお、やむを得ない場合に限り、代理の方のご出席を認めることとします。

- ① 人材サービスを行う事業主のうち、改革の意欲と実行力を有する者
- ② 雇用管理の改善及びコンプライアンスを重んずる者

- ③ 雇用管理センター賛助会員（法人）の代表者

#### 4 運営

- ① 研究会の運営は、雇用管理センター理事長（以下、「理事長」という。）が行ないます。
- ② 研究会の運営を円滑にするため、参集者の中から幹事を3名、選んで頂きます。
- ③ 理事長は、幹事の中から、研究会の座長をご指名させていただきます。
- ④ 座長には、研究会の司会をお願いし、必要に応じて議論を取りまとめて頂きます。
- ⑤ 研究会は、原則として毎月1回、東京都内で開催することとします。
- ⑥ 研究会の事務は、雇用管理センターが、幹事らのご協力を得ながら、行います。

#### 5 検討事項

研究会では、当面、次の事項を検討して頂きます。

- ① 人材サービス雇用管理に関する議題についての検討、意見交換議題の例。
  - (ア) 厚生労働省「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の審議状況
  - (イ) 登録型派遣、日雇派遣に対する政治と世論の動向
  - (ウ) 日雇派遣指針・労働者派遣法施行規則改正への対応
  - (エ) 登録型派遣業務における、社会・労働保険の適用基準、契約書等帳票書式、各種事務処理等についての統一及び調整の是非を検討、
  - (オ) 労働者派遣法第40条の2（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）及び第40条の3（派遣労働者の雇用）への対応
  - (カ) 請負事業の雇用管理の改善及び適正化への取り組み
- ② 研究会の育成（参集者の推薦、紹介、参加の呼び掛け等）
- ③ その他、人材サービスの雇用管理改善に関する事項

#### 6 雇用管理センターの活動

雇用管理センターでは、参集者らのご協力を得て、次の活動を行って参ります。

- ① 行政機関（厚生労働省、労働局等）、関係団体・組織との連絡調整
- ② 会員からの人材サービスの雇用管理に関する相談、指導・援助
- ③ 会員への人材サービスに関する法令、制度等の周知
- ④ 人材サービスの実態に関する調査、資料・情報の収集
- ⑤ 人材サービスをテーマとする事業主側に立ったセミナーの開催。
- ⑥ 人材サービスの雇用管理等をテーマとする講演、勉強会の実施。
- ⑦ 派遣先（発注者）への関係法令の周知、指導教育
- ⑧ 派遣労働者の能力開発・キャリアパス形成の支援
- ⑨ 労働者に対する労働安全衛生に係る措置、労働・社会保険の適用、教育訓練機会の提供、就業条件等の明示、労働条件確保に係る措置等について、会員からの相談に応じ、指導援助を行うこと。
- ⑩ 派遣労働者等からの個別相談に応じる窓口（ホットライン）の設置。
- ⑪ コンプライアンス重視企業であることを認証する事業（コンプライアンス遵守企業認証マーク（仮）の発行）の開始を準備
- ⑫ 厚生労働省の雇用管理関係施策に協調し、受け皿となる事業の実施を検討。
- ⑬ その他、人材サービスの雇用管理に関する活動及び参集者に有益な活動

以上